第34号議案

旅館業法に基づく施設環境に関する意見に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した「旅館業法第3条第4項の規定による施設環境に関する意見」 については、これを承認する。

令和4年9月7日

滋賀県教育委員会

旅館業の営業許可につき、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第4項の規定に基づき、長浜保健所長から意見を求められたので、次のとおり意見を提出することにつき、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第4条に基づき、臨時に代理する。

令和4年8月24日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

旅館業法第3条第4項の規定による施設環境に関する意見について

現時点では、次の1の旅館等の設置により旅館業法第3条第3項に規定する2の施設の 清純な施設環境が著しく害されるおそれがないと考えられるが、今後、そのおそれが生じな いようにするため、別紙記載のとおり配慮を求める。

- 1 旅館等の名称 NAGAHAMA Lifestyle Glamping Hotel
- 2 施設の名称 滋賀県立長浜北高等学校

別紙

令和4年8月9日付け滋長保第342号で照会のあった件に対する意見

- ・ 学校との連絡方法を確保するとともに、教育活動に支障を及ぼす行為があった場合には真摯に対応すること。
- ・ 生徒の通学に関して交通安全を図ること。特に、当該簡易宿所の設置場所の 付近は道幅が狭いことから、通学時間に施設前に停車をされると交通安全の うえで危険が予測されるため、利用者に適切な対応を求めること。
- ・ 長浜北高等学校敷地内への無断立ち入り、生徒への接触および撮影、当該簡 易宿所周辺の衛生状況および騒音等によって教育活動に支障を及ぼすことが ないようにすること。
- ・ 宿泊施設の利用においては、無人の対応が基本と思われる。万一、生徒が連れ込まれても気付かない可能性が高いと思われるので、適切な対応を取ること。

令和4年(2022年)9月7日9月定例教育委員会第34号議案関係資料

旅館業法に基づく施設環境に関する意見について

1 提案理由

旅館業の営業許可については、旅館業法第3条第1項の規定により知事が行うことと されている。(滋賀県事務委任規則により保健所長に委任)

このたび、県立長浜北高等学校から 100 メートル以内の位置で旅館業を営むことについて、長浜保健所長に対して事前審査を申し出る者があったことから、旅館業法第3条第4項の規定に基づき、別紙により長浜保健所長から意見を照会されたものである。

旅館業法第3条第4項(要約)

知事は、学校等の敷地の周囲おおむね 100 メートルの区域内の(旅館業を営む)施設につき(旅館業営業の)許可を与える場合には、その施設の設置によって学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意見を求めなければならない。

2 旅館等の概要

(1) 旅館等の名称 NAGAHAMA Lifestyle Glamping Hotel (1) 旅館等の所在地 長浜市下坂浜町379-1、379-6

(2) 申請者 法人

(3) 営業種別 簡易宿所

(4) 客室数および定員 6室、24人

(5) 施設付近の見取り図 5ページのとおり

(6) 施設の構造 6ページのとおり

別記 様式第1号(第5条関係)

滋 長 保 第 3 4 2 号 令和 4 年(2022 年) 8 月 9 日

滋賀県教育委員会教育長様

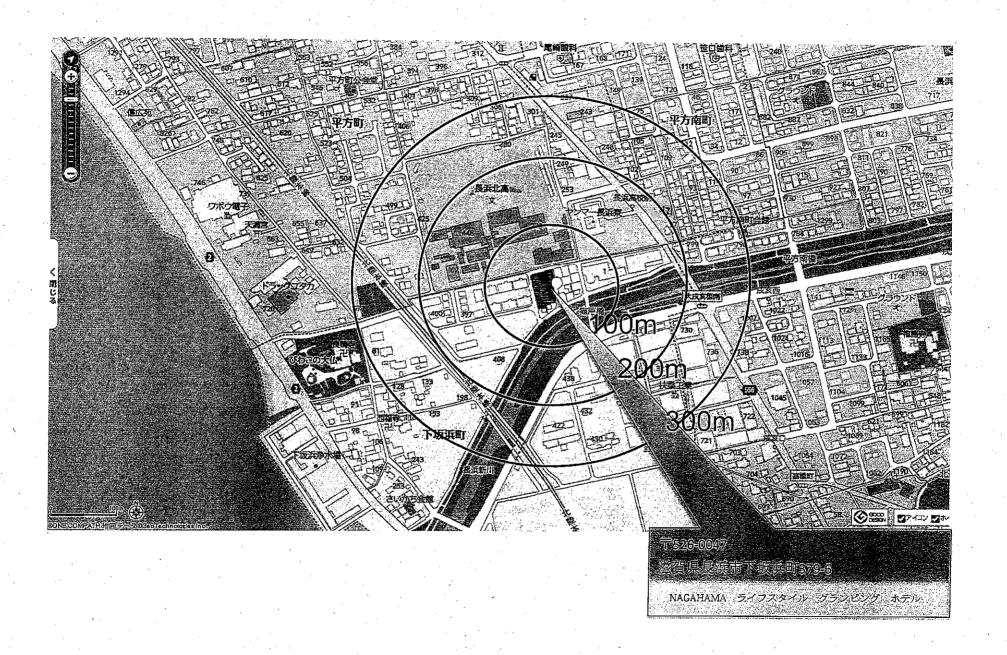
滋賀県長浜保健所長 (公印省略)

旅館業法第3条第4項の規定による施設環境に関する意見について(照会)

今般、次の1の施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内において、次の2の旅館業を営むことについて、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第4項の規定により、次の1の施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、貴職の意見を別紙により、令和4年8月24日までに回答願います。

1	施設の名称	滋賀県立長浜北高等学校
	施設の所在地	滋賀県長浜市平方町270
	旅館等の名称	NAGAHAMA Lifestyle Glamping Hotel
2	旅館等の所在地	滋賀県長浜市下坂浜町379-1、379-6
	営業の種類	簡易宿所

注 別添参考書面は、回答の際に返却願います。



旅館業法(抄)

- 第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造 設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上 不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項 の許可を与えないことができる。

一から八 (略)

- 3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。
 - 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。)

二および三 (略)

4 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。)については、当該学校が大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。)が設置する学校をいう。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この項において「公立大学法人」という。)が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定

都市(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)においては、当該指定都市又は中核市の長)<u>の意見を</u>、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

第8条の2 国立大学の学長その他第3条第4項に規定する者は、同条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある旅館業の施設の構造設備が同条第2項の政令で定める基準に適合しなくなつた場合又は営業者が同条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内において第4条第3項の規定に違反した場合において、当該施設の清純な施設環境が著しく害されていると認めるときは、第7条の2(第3項を除く。)又は前条に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。